

2025（令和7）年4月1日基準日による法改正等のご案内

令和7年後期試験における出題基準日は「**2025（令和7）年4月1日**」です。

ここでは、この基準日における特に大事な法改正などをまとめてお伝えいたします。試験では直近の改正などについて出題されやすい傾向にありますので、この機会にポイントをつかんでいきましょう。

1 「子ども・子育て支援法」等の一部改正

関連科目 保育原理

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）では、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。つまり子育てをする家庭への支援を強化したということです。

今回の改正は、「子ども・子育て支援法」の改正に基づいて、複数の法律が改正されています。ここでは法律ごとにどのように改正されたのかを説明します。

■「子ども・子育て支援法」

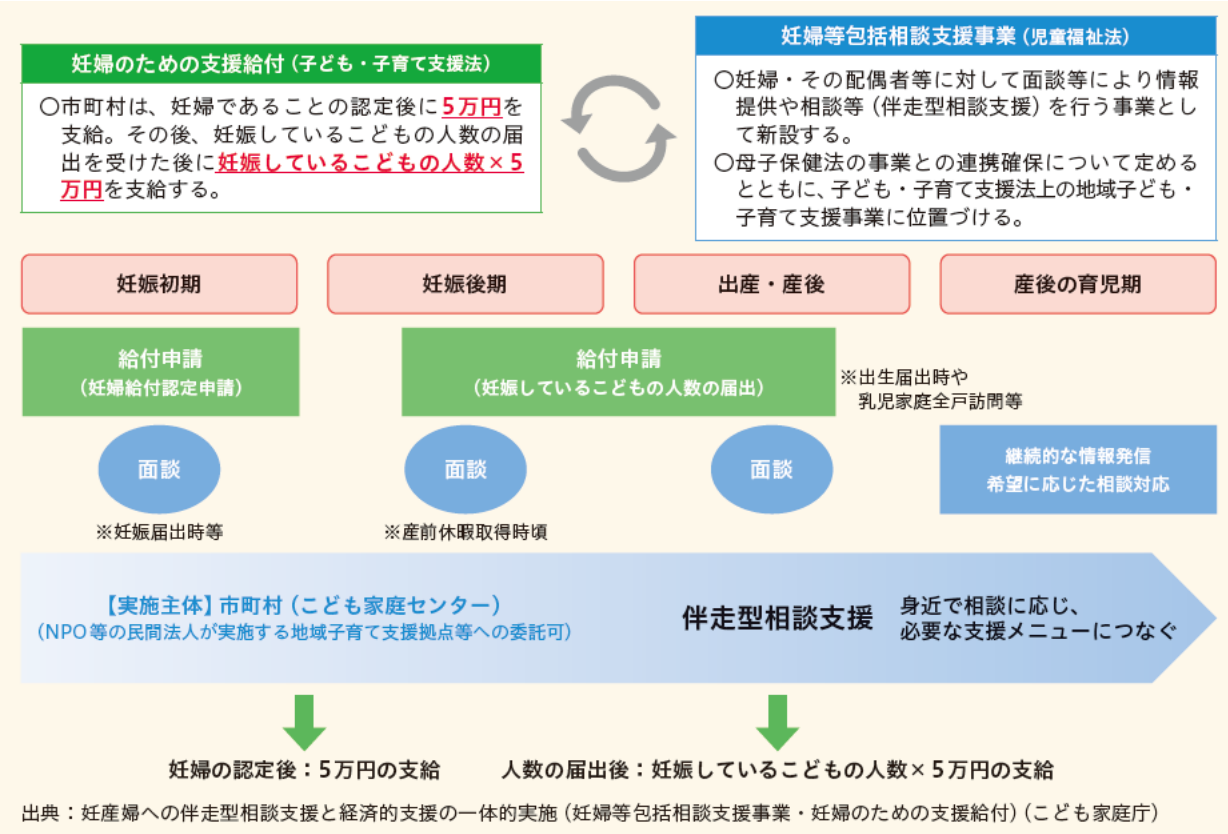
項 目	概 要
児童手当の拡充 ★「児童手当法」にも該当	* 支給期間を中学生までから高校生年代まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）とする * 支給要件のうち所得制限を撤廃する * 第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする * 支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする
妊婦のための支援給付を創設	* 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、10万円相当の経済的支援を行う * 当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
地域子ども・子育て支援事業に追加	* 産後ケア事業（「母子保健法」に基づく事業） 産後ケアを必要とする産後1年未満の母子を対象に、保健指導、療養に伴う世話または育児に関する指導、相談その他の援助を行う * 乳児等通園支援事業（「児童福祉法」に基づく事業） 保育所などで満3歳未満児に適切な遊びおよび生活の場を与える

	とともに、乳幼児とその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う * 利用者支援事業 利用者支援事業の1 類型として 妊婦等包括相談支援事業型 が創設
施設・事業者の報告の義務付け	教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）

■「児童福祉法」

項 目	概 要
妊婦等包括相談支援事業 の創設 第6条の3第22項	* 「子ども・子育て支援法」による地域子ども・子育て支援事業の 利用者支援事業 において、 妊婦等包括相談支援事業型 として実施 * 「母子保健法」の規定による指導に併せて事業を実施できるものとする
乳児等通園支援事業 の創設 第6条の3第23項	* 「子ども・子育て支援法」による地域子ども・子育て支援事業としても創設 * 2026（令和8）年4月1日に本施行される「 こども誰でも通園制度 」（乳児等のための支援給付）の実施のための事業

次の図は、「子ども・子育て支援法」に基づく妊婦のための支援給付と「児童福祉法」に基づく「妊婦等包括相談支援事業」の関係性を表したものです。妊娠初期から産後の育児期を通して、様々な支援が行われていくことになります。



■「児童扶養手当法」

項 目	概 要
児童扶養手当の第3子以降の加算	児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる

■「子ども・若者育成支援推進法」

項 目	概 要
ヤングケアラーへの支援 第2条第7号	ヤングケアラーを「 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている と認められる子ども・若者」とし、国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記

■「雇用保険法」

項 目	概 要
出生後休業支援給付・ 育児時短就業給付の創設	両親ともに育児休業を取得した場合に支給する 出生後休業支援給付 および育児期に時短勤務を行った場合に支給する 育児時短就業給付 を創設する

■「特別会計に関する法律」

項 目	概 要
子ども・子育て支援特別会計の創設	こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定および労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、 子ども・子育て支援特別会計 を創設する

2 「育児・介護休業法」の一部改正

関連科目 保育原理

2025（令和7）年4月1日に、育児休業、介護休業、看護等休暇等に関わる改正が施行されました。ここでは特に、育児休業と看護等休暇に関わる制度の改正を説明します。

■「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

項 目	概 要
子の看護等休暇	＜対象となる子の範囲＞ 小学校3年生修了まで ＜取得事由＞ 新たに感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園式を追加 ＜労使協定の締結により除外できる労働者＞ 週の所定労働日数が2日以下の者

所定外労働の制限 (残業免除)	小学校就学前の子を養育する労働者は、請求すれば 所定外労働の制限（残業免除） を受けることが可能
育児のための テレワーク導入	3歳に満たない子 を養育する労働者が テレワーク を選択できるように措置を講ずることが、 事業主に努力義務化
短時間勤務の代替 措置	3歳に満たない子 を養育する労働者に関し短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置に、 テレワーク が追加
育児休業取得状況 の公表義務	従業員数 300 人超の企業 に、育児休業等の取得状況を 公表 することが 義務付け

3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正

関連科目	保育原理
------	------

これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けられませんでした。管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。それを踏まえ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、栄養士の配置が求められている施設については、**栄養士または管理栄養士**の配置が求められることとなりました。

基準における該当の施設は次の通りです。

10 人以上の乳幼児を入所させる乳児院
児童養護施設
福祉型障害児入所施設
児童発達支援センター
児童心理治療施設
児童自立支援施設

なお、「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における栄養士に関する規定については、栄養士ではない管理栄養士が配置される場合にも同様に扱うこととするので、保育所や幼保連携型認定こども園等において栄養士ではない管理栄養士が配置されている場合は、栄養士が配置される場合と同様、その専門性を活かした対応を図るようにすることとされています。

4 「日本人の食事摂取基準」の改定（2025 年版）

関連科目	子どもの食と栄養
------	----------

「日本人の食事摂取基準」（以下「基準」）は、健康な個人および集団を対象として、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の予防のために参照するエネルギーおよび栄養素の摂取量の基準を示すものです。5年に1度改定が行われており、前回の改定の2020（令和2）年版を踏まえ、2025（令和7）年4月から、新しい「基準」に基づいて栄養施策が実施されることとなりました。今回の「基準」は2029（令和11）年度までの5年間適用になるものです。

「基準」の主な改定のポイントは次の通りです。

- * 「生活習慣病及び生活機能の維持・向上に係る疾患等とエネルギー・栄養素との関連」において、従来は高血圧、脂質異常症、糖尿病、慢性腎臓病（CKD）が取り上げられていたが、2025 年版ではこれに**骨粗鬆症**が加えられたこと
- * 鉄の**耐容上限量**が削除されたこと など

詳細は以下をご参照ください。⇒「[日本人の食事摂取基準（2025 年版）](#)」（厚生労働省）

5 「令和5年乳幼児身体発育調査」

関連科目 | 子どもの保健・保育の心理学・保育実習理論

この調査は10年に1度実施されるもので、その結果は母子健康手帳にも掲載されています。保育士試験でも、この調査における通過率がよく出題されています。

通過率とは、ある運動機能について、どの時期に何%の子どもができるようになったかの割合を示したもので、試験では90%（ほとんどの子どもができるようになる）の通過率が出題されやすい傾向にあります。

そこで、この90%の通過率をまとめました。

■運動機能と90%の通過時期

できること	90%以上の通過時期	割合
首のすわり	4～5 か月未満	93.5%
ねがえり	6～7 か月未満	97.6%
ひとりすわり	9～10 か月未満	91.7%
はいはい	10～11 か月未満	91.0%
つかまり立ち	11～12 か月未満	96.3%
ひとり歩き	1 歳 4～5 か月未満	96.9%

また、調査では、乳幼児の言語機能について、一語以上の言葉を話すと回答した割合を示しています。調査によると、約半数の子どもは、生後1歳1～2か月未満に初語（はじめての言葉）を発していることがわかります。

■一般調査による乳幼児の言語機能通過率（%）

年・月・齢	言葉を話す	年・月・齢	言葉を話す
1 歳 1～2 月未満	51.3	1 歳 6～7 月未満	91.1
1 歳 2～3 月未満	61.7	1 歳 7～8 月未満	92.4
1 歳 3～4 月未満	69.6	1 歳 8～9 月未満	93.2
1 歳 4～5 月未満	80.6	1 歳 9～10 月未満	97.1
1 歳 5～6 月未満	86.9	1 歳 10～11 月未満	98.7

6 「令和 5（2023）年人口動態統計」

関連科目	子どもの保健
------	--------

人口動態統計は、わが国の出生、死亡、婚姻、離婚および死産の実態を表すものとして厚生労働省が毎年作成しているものです。この結果から、日本の人口の増減や国の政策の方向性などを把握することができます。今回とりまとめた令和 5 年の確定数は、2024（令和 6）年 9 月に公表されています。

保育士試験で出題される可能性がある項目を以下にまとめました。数値のおおよその傾向を確認しておいてください。

項目	結果	概要
出生数	72 万 7,288 人	前年より 4 万 3,471 人減少し、過去最少
合計特殊出生率	1.20	前年の 1.26 より低下し、過去最低
死亡数	157 万 6,016 人	前年より 6,966 人増加し、調査開始以来最多
死産数	1 万 5,534 胎	前年より 355 胎増加
死産率[出産（出生＋死産）千対]	20.9	前年の 19.3 より上昇
婚姻件数	47 万 4,741 組	前年の 50 万 4,930 組より 3 万 189 組減少
婚姻率（人口千対）	3.9	前年の 4.1 より低下
離婚件数	18 万 3,814 組	前年の 17 万 9,099 組より 4,715 組増加
離婚率（人口千対）	1.52	前年の 1.47 より上昇